

# 個人情報処理とプライバシー保護

綾部一明

- 一 行政の情報化とプライバシー
- 二 区役所における個人情報の処理
- 三 プライバシー問題の発生
- 四 「プライバシー」とは
- 五 プライバシー保護の動向
- 六 今後の検討のための視点

## 一 行政の情報化と

### プライバシー

昭和五十八年三月に本市が実施した「情報公開に関する市民意識調査」によると、「市民の『知る権利』は多少の制約は受けても、個人のプライバシーの保護が十分に守られる制度にするべきだ」とする意見に賛成した市民は、七四・二%にのぼり、「そうは思わない」の五・五%に比べて圧倒的に高い。この調査では、本市が情報公開の制度化を検討する場合适宜な方について質問している中で、直ちにプライバシー保護のための措置が必要だとする傾向とは受けとめられないが、多くの人々が「知る権利」と

もに「知られたくない権利」をも重要視していることがうかがえる結果となっている。このような市民の一般的な意識傾向がある状況のもとで、本市が進めている情報公開の望ましいあり方について市民の立場から研究を進めてきた情報公開問題研究会は、昨年七月にその成果を報告書として発表した。その中で、プライバシー保護制度について提言している。将来的に、市民のプライバシーを積極的に保護するための総合的な制度が必要であると、次のような記述がされている。

「コンピュータリゼーションが日々進展していくこれからの高度情報化社会の下では、さらにその必要性が高い。この

問題については、国でも研究をはじめており、また、むしろ国レベルでの制度化が必要であるとも言えるが、これらの動きを見極めながら、横浜市としても、具体的な方策を研究していく必要があると思われる」

最近、新しい行政施策に関して、市民や各界の有識者等による研究を進めたり、市民と行政が協力して検討を行うやり方は、さまざまな分野に見られる。そのような中で目立つことは、区役所をはじめとする行政の「情報化」や、これに絡むプライバシーの問題に触れたものが多くなってきたことである。

昨年一年間に発表された主なものを時系列的に追ってみるだけでも、情報公開

問題研究会以外に、「高度情報化社会と自治体―高度情報化社会への政策対応に関する調査報告書」(59・6)、「横浜行政区の再編成について」(59・6)、「横浜にふさわしい福祉・保健医療情報システムのあり方について」(59・6)、「OA検討委員会最終報告書」(59・9)、「横浜市行政懇話会まとめ」(59・10)等をあげることができる。

また、これらのほかにも、庁内の会議体としての協議、検討等の中でこれに関連する課題をとり上げ、将来のあり方等について、実際的な立場からの考え方や意見をまとめているものもある。

さて、本稿に与えられたテーマは、プライバシー保護に関する問題を区役所の

事務に即して考えることである。現状と問題点を整理しながら、いくつかの私見を交えて次に述べることにしたい。

## 二 区役所における個人情報 の処理

少し古いデータになるが、昭和五十六

年に実施した庁内調査によると、同年九月末現在で区役所で保存しているすべての文書の量は、一億三、七〇〇万枚にも達している。一〇〇枚を三cmに換算すると、四一、〇〇〇mにも達し、一区平均にしても二、九〇〇mの勘定になる。さらに、これに毎年度、二、三〇〇万枚の文書が新たに発生している、その結果、毎年度廃棄するものを差し引いても、各区役所には相当の量の文書情報が蓄積されていることになる。

また、昭和五十八年の調査によれば、全区役所における常用文書は、二〇万冊以上で二五〇万枚にものぼり、本市の常用文書全体の六〇％以上のものが区役所で日々の情報として活用されていることになる。

これら区役所で保有する文書情報について、どのような個人情報記録され、処理されているかを示したものが、表一である。ここでは、市民個人に関するデータのうち、主要と思われるものを、各

課別の保有台帳等によって掲げている。

基礎自治体である本市は、都道府県に比較して、はるかに多くの市民生活に密着した事務事業を執行している。また、本市は大都市としての性格もあるので、特に第一線行政機関である区役所では、市民のさまざまな個人情報を幅広く保有している実態にある。

これらの個人情報は、戸籍や住民基本台帳のように、法令に基づいて市民が区役所に届出等を行うことが義務づけられているものもあるが（したがって、それらの個人情報を法令に定められた方法等によって管理、利用することが行政に課せられているが）、本市独自の制度に基づいたり、本市としての行政上の事務処理のための必要に基づいて、本人からの申請や、職権等の方法等によって入手し、いわば任意的に管理している個人情報も多い。後者の例としては、福祉事務所や保健所等で行っている各種の給付事務の一部に伴うものが該当しよう。

そして、区役所では、このような個人データが基礎となつて事務処理が進められている場合が多い。それだけに、区役所におけるプライバシー保護の必要性は一段と高いと言えるものである。

なお、プライバシー保護と情報公開との接点となる問題として、法律上の申告、申請義務に基づいて行政機関に提供され

表一 区役所で保有する主な市民個人データの例

課	主な帳簿等	主なデータの内容
総務課	常任統計調査員名簿、国勢調査世帯名簿、国勢調査調査区地図、選挙人名簿	調査員職業学歴等、調査区世帯状況、選挙権、被選挙権、犯罪者、禁治産者、その他
区政推進課	陳情関係書類、地価公示法関係書類	陳情・要望・相談等の内容、その他
戸籍課	戸籍簿、除籍簿、犯罪人名簿、禁治産者、準禁治産者、破産者名簿、住民基本台帳、印鑑登録原票、外国人登録原票、学齢簿	本籍、家族関係（父母、世帯構成員）、婚姻・離婚、養子縁組、認知、親権・後見、職業、国民健康保険等の被保険者資格、児童手当受給資格、実印の印影、犯罪事項、外国人の通称名・在留資格、その他
課税課 （市民税課・固定資産税課）	課税台帳、調定簿、申告書（市民税、固定資産税、軽自動車税など） 給支支払報告書、土地評価図	収入額、諸控除額、課税額、評価額、納入状況、土地・家屋状況、給支支払状況、その他
納税課	収納簿および納付納入整理簿、調定簿	
建築課	建築許可等申請受理台帳、建築確認申請受理台帳、既存不適格建築物台帳	建物設計図書、使用目的、土地所有状況、建設工事費融資状況、利用金融機関、その他
収入役室	支出命令書、現金出納簿	利用金融機関名、口座番号等、収入額、その他
市民課	住民組織台帳、各種団体役員名簿	氏名、住所、職業、その他
保護課	民生委員経歴カード、保護台帳、生活保護ケースファイル	生活保護受給者等の本籍、同居・別居家族、収入、就労、住居、資産・負債、医療、の状況、心身の状況、扶養義務者の所得等、施設入所経歴、性格、知能指数、その他
福祉課	各種団体名簿・台帳、児童手当決定調書、保育所入所決定調書、母子福祉資金貸付者名簿、児童扶養手当受給者名簿、身体障害者手帳交付台帳、精神薄弱者名簿、ひとり暮らし老人台帳、ねたきり老人台帳	
保険年金課	国民年金被保険者管理簿、国民年金保険料収滞納一覧表、福祉年金受給者名簿、国民健康保険被保険者台帳、保険料賦課・徴収台帳	資格取得年月日、納付状況、預金口座番号、年金額、家族関係、身体障害状況、税額、医療受診状況、その他

注1：「データの内容」のうち、氏名、住所および生年月日は原則として省略した。

注2：課税課および納税課、保護課および福祉課は、便宜上、「データの内容」欄を合体した。

た個人情報については、本人の開示請求が認められるとする考え方があることに注意する必要がある。

〔注〕 竹田稔「地方自治とプライバシー」法律時報五〇巻一頁

### 三——プライバシー問題の発生

大阪府プライバシー保護研究会の報告によると、プライバシーとの関連で行政が保有する個人情報の利用が社会問題化した事件としては、次のようなものがある。

①米沢市住民票事件——住民票の写しとして就学児童リスト、成人式該当者リストを作成し、申請者に交付した（昭和四十八年）

②鶴岡市名鑑事件——広告代理店が住民基本台帳の閲覧資料からダイレクトメール用に全市民の住所、氏名、年齢、続柄等を収録した名簿を作成した（昭和四十八年）

③目黒郵便局事件——区役所から入手された選挙人名簿抄本が簡易保険の勧誘に利用された（昭和五十四年）

④中野区住民基本台帳写真撮影事件——銀行員が住民に関する台帳を作成する目的で住民基本台帳を写真撮影した（昭和五十五年）

⑤宿毛市家族名簿販売事件——ダイレク

トメール会社が近畿・四国地方で住民基本台帳を転写し、家族の氏名、年齢、職業、電話番号を記載した名簿を作成した（昭和五十六年）

いずれの事件も、市民個人の各種データが大量に第三者に取得され、しかも、本来の目的から逸脱した利用が行われ（ようにし）たものである。

また、現に発生したこのような事件のほかにも、市民に密着した事務を取り扱っている区役所では、表一に示したようなさまざまな個人データを保有しているの、常にプライバシー保護と密接に関連するような事態が内在している。

例えば、国勢調査に関しては、プライバシーを理由に調査への非協力や拒否等が予想される。このため、前回の昭和五十五年の際には、密封用封筒が使用されたり、全世帯に対する調査のPR等が行われている。

住民基本台帳の閲覧に関しても、ダイレクトメール発送等の営利目的のための利用のような、法律制度設定の趣旨の範囲を越えるような利用法が最近とみに増加していることが指摘されている（住民基本台帳の公開原則および保護・管理のあり方については、プライバシーの保護等を図る観点から、成田頼明横浜国大教授を委員長とする「住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会」か

ら本年一月に報告書が発表され、これを受けて自治省で法改正のための検討作業が進められている）。

このような問題は、個人情報が広範囲に収集・蓄積されたり、各種の個人データが集中的に管理され、その利用が容易になればなるほど発生しやすくなると言えるであろう。

今日、コンピュータをはじめとする情報機器が、その持つ性能と効率性のために急速に普及してきている。民間の企業だけでなく、今や官公庁においても、また、国と地方とを問わずに、コンピュータは事務処理の近代化のために欠くことのできない存在となつてきつた。事務処理の基礎となる市民の個人情報データベースに蓄積され、必要に応じて即時にとり出すことができるようになれば、それによつて行政運営の能率化に大きく役立ち、市民サービスの向上に寄与することは否定できない。

しかし、それだけに、新たな事務処理システムが個人のプライバシーにとって大きな脅威とならないよう、プライバシーが十分に保護される必要があると考えなくてはならない。コンピュータによる効率的な事務処理と市民のプライバシーの尊重とは、ともに両立しうる情報システムだからである。

### 四——「プライバシー」とは

プライバシー問題を考える場合、まず「プライバシー」とは何かが定義されてくなくてはならない。

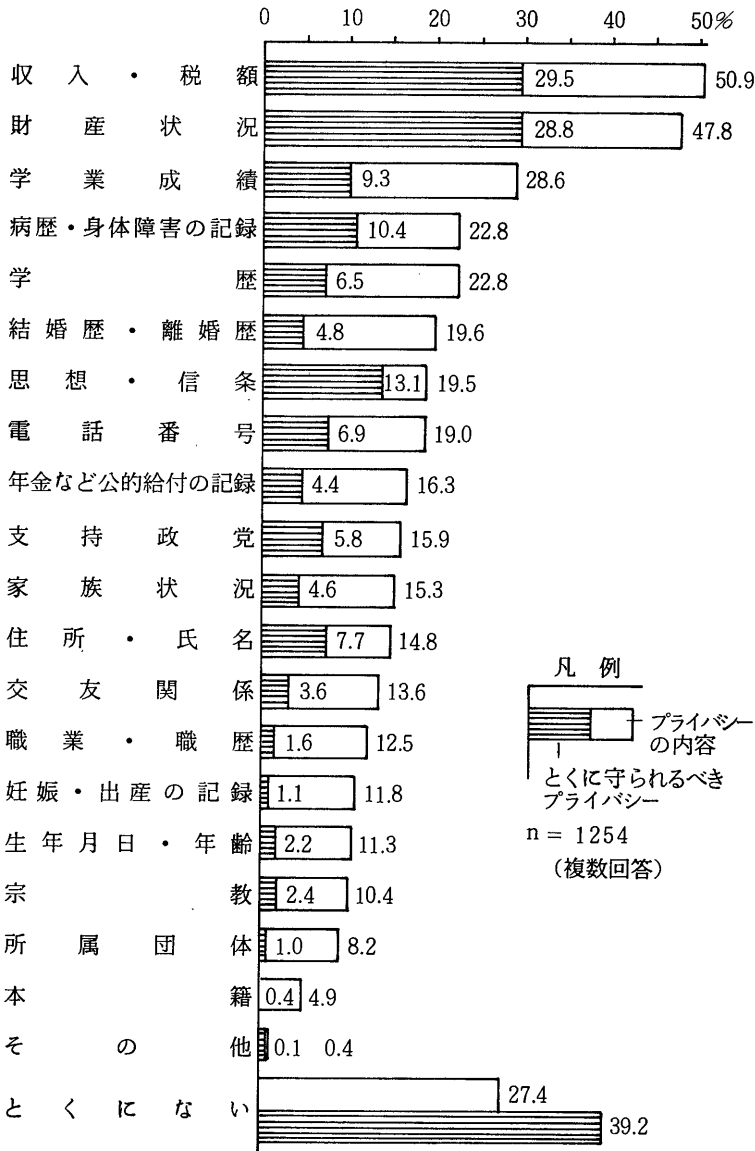
しかし、実際のところ、これに対する合理的な答は、今のところ用意されていないと考えたほうが良さそうである。本来、法律上の権利として保護されるべきであると言われながらも、何が守られるプライバシーなのか、その範囲をどのよう考えるべきなのかについては、一律には答えられない、というのが実情である。

では一体、こうしたプライバシーの権利は、その憲法上の根拠をどこに見出すことができるのか。それについて、講学上説明されているところは、次のように整理することができる。

①プライバシーの権利は、基本的、一般的には、憲法第一三条の国民の幸福追求権——個人の私生活上の自由の尊重に根拠づけられる。

②ただし、そのみによつて保障されているわけではなく第一九条（思想及び良心の自由）、第二一条（表現の自由、議信の秘密）、第三一条（法定手続の保障）、第三五条（住居の不可侵）、第三八条（自己に不利益な供述）の各規定もプライバシーの権利の保障の一環としての役割を

図一 市民のプライバシー観「日常生活で他人に知られたくない情報」と「とくに守られなければならない情報」



凡例  
  
 プライバシーの内容  
 とくに守られるべきプライバシー  
 n = 1254  
 (複数回答)

資料：情報公開に関する市民意識調査（昭和56年実施）

「プライバシー」の内容を考へる場合、市民の意識傾向や考え方は、非常に重要な目安となる。また、憲法上の根拠規定から導き出される姿も無視することはできないだろう。

原則非公開ということになる」

「プライバシー」の内容を考へる場合、市民の意識傾向や考え方は、非常に重要な目安となる。また、憲法上の根拠規定から導き出される姿も無視することはできないだろう。

「プライバシー」の概念がまだ確定していない現段階では、多くの個人情報の中から、プライバシーを侵害するおそれのあると認められるものに該当するものを具体的に明確にしていくことは難しいが、少なくとも社会通念上、誰が見てもプライバシーの侵害につながるような個人情報については、いわば絶対的非公開となるべきものである。したがって、市民個人の①収入・財産②身体・健康状態③職業・生活状況④思想・宗教・意識⑤学歴・職歴・生活歴等といったものは、原則非公開ということになる」

もっている（第三一条を根拠とすることについては反対説がある）。

そのため、これらの各条項が妥当する限りでは、まず特別規定として適用されることになる。

③そして、これらの規定によってカバーされない場合には、第一三条から導かれる一般的なプライバシーの権利が適用されることになる。なお、いずれの条項によ

る場合も、公共の福祉を根拠として社会秩序の維持のための制約の対象になり得ることになる。

また、市民のプライバシー観はどうであらうか。本市が実施した情報公開に関する市民意識調査では、「日常生活の中で他人に知られたくない情報」とは何か、また、そのうち特に非公開性が守られなければならない情報とは何かを聞いてい

る。それによると、「収入・税額」と「財産状況」といった金銭的あるいは経済的内容に関する情報がともに上位を占めている。このような傾向によって、市民がどのような事項をプライバシーとして認識しているかをうかがうことができる（図一）。

また、どのようときにプライバシーを侵害されたと考えるかについてもたず

## ① 個人情報とプライバシー情報

以上のように、「プライバシー」の具体的内容や限界は必ずしも明確ではない。何を以てプライバシーとするかは容易ではないが、少なくともこの問題を考える場合に留意しておかなければならない重要な点がある。

その一つは、「個人情報」と「プライバシー情報」とは、その範囲が一致するものではないという点である。個人に関する情報をすべて法的に保護されるべきプライバシーとすると、人間が社会的存在である以上、市民生活が事実上成立しなくなってしまう。したがって、プライバシーとして法的に保護される範囲は個人の主観によるものではなく、例えば通常人の感受性を基準として合理的な範囲内で決定されるべきものであることに注意する必要がある。

情報公開問題研究会報告書では、「社会通念上誰が見てもプライバシー」という表現を使い、個人に関する情報の中でも、それについて非公開にすべきであるとしている。市の各機関が保有する各種の情報を公開することが原則となる情報公開制度の中にあっても、一般市民生活からみて保護に値する市民個人の情報については、これを公開してしまうことにすると市民のプライバシーが侵害される

ことになりかねないので、非公開を基本として取り扱うというわけである。

このような考え方は、従来、「ひとりとしておかれる権利」(The right to be let alone) と理解されてきた伝統的なプライバシー概念が中心となっている。いわば、市民社会の成立を支え、その根底にある個人の私生活上の自由の尊重を背景にして、基本的な人権として保護されるべきであるとする考え方である。

## ② 法人のプライバシー

第二に、プライバシーの範囲を以上のようなもの限定していくとすると、それは、企業体や法人にまでは及ばないのではないかという点である。

主として市民個人の人格権や幸福追求権としての性質を持つ以上、プライバシーの権利は法人等に適用することができない人権、とみるのが一般的である(したがって、いわゆる企業プライバシーと呼ばれるものをみると、企業秘密、特にノウハウ等に該当するものがその内容となるので、その保護は、個人のプライバシーの権利という自然人の基本的な人権の法理念とは別個の論理、例えば財産権的自由権(憲法第二十九条)によって主張されるべきである、というふうに言われている)。

その意味では、区役所で、例えば固定

資産税等の各種税務資料に対する情報公開の請求が生じたとしても、法人や企業の課税、納税に関する情報がプライバシーの権利との関係において直接問題となることは考えにくい。

もっとも、地方公務員法に加重して規定している地方税法をはじめとする各税法上の職員の守秘義務との関係や、納税者の税務行政に対する信頼、公正な税務行政の執行との関係等の観点を含めて考えるならば、企業秘密の公開・非公開は慎重に取り扱われる必要がある。

## ③ 伝統的概念から現代的概念へ

第三に、このことが最も重要な点であるが、プライバシーの権利は今日、伝統的な「ひとりとしておかれる権利」とする概念から、「自己に関する情報(の流れ)をコントロールする権利」とする現代的概念へと変質してきていることである。

一般にプライバシーと言うと、自分のことについて他人に知られたくない、あるいは私生活を静かにしておいて欲しいという權益として理解されてきている。この問題ではよく引き合いに出される「宴のあと」事件の東京地裁判決(昭和三十九年)は、その典型とも言えるものであるが、そこでのプライバシーは「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」とされ、①私生活上の事実ら

しく受け取られるおそれのあることがら  
②一般人の感受性では公開を欲しないであろうことがら  
③一般の人々にまだ知られていないことがらの三つが要件になるとされていた。

しかし、社会の情報化が進み、さらに高度な情報処理が行われるようになる、自己に関する情報を積極的、能動的に管理できるような権利でないと、プライバシー侵害に対応できなくなってきたと認識されるようになった。そこで展開されるのが、「自己に関する情報(の流れ)をコントロールする権利」という新しい概念である。少し細かくなるが、講学上は、「自己の道徳的自律性にかかわる情報をコントロールする権利」と説明されたり、現在のには、「情報プライバシー権」「データプライバシー権」とも言われるものである。

今日では、この新しいプライバシー概念を前提にしてこの問題を考えることが不可欠になってきている。

なお、その場合、これら新旧二つの概念は相互に対立するものではなく、また二者択一の関係にあるものでもない。両者は互いに補完する関係にあり、新しい概念がつけ加わることによって、プライバシーの範囲がさらに充実し明確になっていくと考えることが適当と思われる。

五——プライバシー保護の動向

① 国などの動き

わが国でプライバシーという言葉が盛んに使われたのは、昭和三十年代後半である。「宴のあと」事件がそのきっかけとなったことは前に述べたが、一方、行政機関の事務処理に関するプライバシー問題が取り上げられ始めたのは、昭和四十五年に、当時の行政管理庁が行った「行政事務処理に関する個人コードの統一に関する調査研究」からである。これは、いわゆる「国民総背番号制」として、自治労などから反対運動が起り、結果的には、昭和四十八年になって、個人コードの統一は見送りにするという政府答弁が行われている。

しかし、その後、コンピュータの導入・利用がさらに進み、これに絡む事項として、再びプライバシーの問題が取り上げられることになった。昭和五十年に、行政管理庁から諮問を受けていた行政監視委員会は、「行政機関等における電子計算機処理に伴うプライバシー保護に関する制度の在り方について」の報告を發表した。ただし、これは、プライバシー保護についての総合的研究がまとめられたものではなく、具体的方策や問題点などについて今後の検討の必要性を指摘した中間報告の形にとどまっていた。

表一 2 公的部門におけるプライバシー保護の具体的方策

データシステムの設置・変更	所管庁への届出
システム名等の公示	所管庁は、原則として、システム名、対象者、管理名、管理者名、内容、データの種別および内容、データの入手先等を公示
データの収集	所管事務の範囲内で、収集目的を明確にし、必要限度において、適法かつ公正な手段による
データの利用・提供	収集目的の範囲内。目的外は承認が必要
データの維持管理	正確性および安全性の確保措置を講じる。
個人の権利	自己のデータの閲覧、確認、訂正・削除の請求等ができる。
データ処理受託者	データ管理者に準じた義務を負う
所管庁	新たな行政機関および審査会等を設置
データの国際流通	法的規制の要否について検討
罰則	必要なものについて所要の罰則を科する

資料：行政管理庁プライバシー保護研究会（57.7）

このうち、官公庁等の公的部門に対する具体的な方策のあり方の概要が表一 2 である。

なお、この報告書では、地方公共団体についても、国に準じ、各団体が適切に対処措置をとることとができるよう配慮すべきであるとしている。また、公的部門だけでなく民間部門に対する規制が含まれ、さらに、個人データは、コンピュータ処理によるものに限らずマニュアル処理によるものも規制対象として考えられている。

自治省が毎年度発表している「地方公共団体におけるコンピュータ利用状況」調査によると、昭和五十九年四月現在、全都道府県と、九割以上の市町村が何らかの形でコンピュータを導入・利用しており、昭和五十年には、すでに国立市が「電子計算組織の運営に関する条例」を定めていたが、この自治省の指導通達以降、各地方公共団体におけるデータ保護等の関係規程の整備が本格化することになった。本市でも、「電算機処理に係るデータ保護管理規程」が昭和五十五年一月に定められているところである。

しかし、この段階では、いずれの団体の規程も、積極的なプライバシー概念から見ると決して十分なものになっていない

そして、これらの経緯を土台にして、プライバシー保護に関する内外の成果が集約される形でまとめられたのが、昭和五十七年七月に發表された「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(行政管理庁プライバシー保護研究会、座長・加藤一郎東大教授)である。

この間、国際的に見れば、一九八〇年にはOECDで「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」の採択があり、また、一九七三年のスウェーデンを皮切りにする先進諸国でのデータ法やプライバシー法の施行(例えばアメリカ一九七四年、西ドイツ一九七八年、フランス一九八〇年)といった動きがあった。プライバシー保護研究会の報告内容は、情報化社会においては、個人データの処理に伴うプライバシー保護について、個人データシステムの規律を目的とする新たな制度的対応が必要であるとし、プライバシー保護の五原則、①収集制限の原則②利用制限の原則③個人参加の原則④適正管理の原則⑤責任明確化の原則に立脚した新たな法律を制定する必要があることを明確に指摘している。

このうち、官公庁等の公的部門に対する具体的な方策のあり方の概要が表一 2 である。

なお、この報告書では、地方公共団体についても、国に準じ、各団体が適切に対処措置をとることとができるよう配慮すべきであるとしている。また、公的部門だけでなく民間部門に対する規制が含まれ、さらに、個人データは、コンピュータ処理によるものに限らずマニュアル処理によるものも規制対象として考えられている。

自治省が毎年度発表している「地方公共団体におけるコンピュータ利用状況」調査によると、昭和五十九年四月現在、全都道府県と、九割以上の市町村が何らかの形でコンピュータを導入・利用しており、昭和五十年には、すでに国立市が「電子計算組織の運営に関する条例」を定めていたが、この自治省の指導通達以降、各地方公共団体におけるデータ保護等の関係規程の整備が本格化することになった。本市でも、「電算機処理に係るデータ保護管理規程」が昭和五十五年一月に定められているところである。

しかし、この段階では、いずれの団体の規程も、積極的なプライバシー概念から見ると決して十分なものになっていない

② 地方公共団体の動き

い。それは、規程の主たる目的がコンピ

ュータ事務処理の適正性の確保であるため、具体的な規定としては、データの漏えい、滅失、き損等の防止といった、さきのプライバシー保護の五原則のうち第四の適正管理の原則および第五の責任明確化の原則を中心とした構成となっていることがまずあげられるからである。

また、その結果として、第三の個人参加の原則の具体化となる本人からの当該情報の閲覧、確認、訂正、削除等の規定が不備になっていることもあげられる。

さらに、一般文書、台帳、帳票等のマニュアル処理の個人データが対象からはずれることや、民間の信用調査機関、ダイレクトメール機関等に対する規律がないことなどもあり、これらの点からみる限りでは、十分に有効な制度としては機能し得ないとする見方ができる。

ただし、だからと言って、市民個人のプライバシーが侵害の危険にさらされているというわけではない。日常の事務処理に関して守秘義務が課されており、また、さらに統計法、地方税法等の個別の分野では特に厳重な秘密保持義務が加重されており、これらによって、少なくとも伝統的なプライバシーの権利は守られてきたと見ることができよう。

そこで、このような見方に立って、最近、新たにプライバシー保護条例を制定

しようとする動きが起きている。

すでに、個人データの処理受託者に対して守秘義務を課し違反者に対しては罰則を科す条項が規定されている条例（昭和五十六年に大阪府八尾市で電子計算組織の利用に係る個人情報保護に関する条例を制定）や、情報公開の制度化に絡めてプライバシー保護規定を組み込んだ条例（昭和五十八年六月施行の埼玉県行政情報公開条例では、自己情報開示請求権を、昭和五十九年十月施行の大阪府公文書公開等条例では、さらに訂正権まで）もあるが、現在のなプライバシー問題を探捉したものとしては、福岡県春日市の「個人情報保護条例」がわが国で最初で、現段階では唯一のものである。

ここでは、磁気テープとともに一般文書までを含めた記録について、市の機関に、思想・信条等に関する情報の保管等の禁止、個人情報保管等の際の登録・公表義務、情報収集に当たつての各種規制、例外利用・外部提供の場合の規制等を課しているほか、自己情報の閲覧・再生・謄写・複製や記録の訂正・削除・中止の請求を認め、また、情報処理受託者・事業者に対する各種規制が定められている。

なお、最近になって、川崎市が新たにプライバシー保護条例を制定することを明らかにしており、今後、このような動きが少なからず起こることが予想される。

## 六——今後の検討のための視点

情報化社会の到来、あるいは進展と言われるとき、その「情報化」の意味するところは必ずしも一義的ではない。しかし、情報化の波は確実に押し寄せてきており、このことなくしては、区役所の機能充実もあり得ないだろう。

区役所の機能拡充の要請に因應するためには、区における情報管理・処理能力の向上とともに、局・区間の情報流通をさらに活発に進め、計画の立案、事業実施、あるいはこれらの意思決定等に係る局・区間の情報較差を解消することなど、市全体からみて開かれた情報システムの確立が今後一層強く求められてくると思う。

コンピュータやニューメディアといった情報機器やシステムの導入については、情報化社会の「影」の部分として、しばしばプライバシー侵害のおそれが生じることが懸念されるが、むしろ、プライバシーの保護に積極的に対応していくことこそ、それらのツールを賢く使いこなしていく手段を現実のものとする方途になるのではないかと思う。

具体的に言い換えれば、プライバシー保護の視点からの自律的、自制的な管理能力をさらに高めマニュアル処理を含めた個人データの保護システムを確立する

ことにより、プライバシーにかかわりのある情報をとりわけ多く扱っている区役所の情報処理能力の拡大に役立たせることができるのではないかと考えられる。

ところで、最近の新聞報道によれば、国の総務庁は、新たにプライバシー保護法制定を急ぐため、「行政データ・プライバシー研究会」を発足させ、昭和六十一年には法案を提出すべく、必要な作業を開始することを決定したようである。

プライバシー保護のための概念やレベルは全国的に均衡のとれたものが望ましいと考えられる部分が多い。その意味で、作業が進み着実な成果が生まれることに期待したい。

しかし、その反面、国の基準や方策がそのまま地方公共団体にあてはまらない場面も大いにあることが予想される。特に基礎自治体としての市町村固有の個人データの取扱については、地方公共団体としても独自の調査、検討を進めたいという問題の解決に当たることが必要になると考えられる。プライバシーの保護は、近代市民社会の根源的なこととがらであり、国・地方に通じる行政課題でもある。それだけに、今後、さらに広いグラウンドで議論されそれぞれがもつ客観的、主体的条件を克服していくことが必要と思う。

△総務局行政部文書課情報公開準備担当  
主査▽